得たものを 3 で除して得た数値（小数点以下 2 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。）に−0.20 を乗じて得た数（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）と 0.58 との合計数とする。ただし、当該合計数が、0.420 に満たないときは 0.420 とし、0.500 を超えるときは 0.500 とする。

AL_n　まち・ひと・しごと創生交付金事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

AM_{29} ＝ 0.0163

AM_{30} ＝ 0.01299

$AM_{令元}$＝ 0.01283

$AM_{令2}$ ＝ 0.00064

$AM_{令3}$ ＝ 0.00086

$AM_{令4}$ ＝ 0.00207

AN_n　地方大学・地域産業創生事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

AO_{30} ＝ 0.01299

$AO_{令元}$＝ 0.01283

$AO_{令2}$ ＝ 0.00064

$AO_{令3}$ ＝ 0.00086

$AO_{令4}$ ＝ 0.00207

AP_n　文化財保存・活用事業（国宝重要文化財等保存・活用事業及び史跡等購入事業に限る。）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

AQ_{30} ＝ 0.01299

$AQ_{令元}$＝ 0.01283

$AQ_{令2}$ ＝ 0.00064

$AQ_{令3}$ ＝ 0.00086

$AQ_{令4}$ ＝ 0.00207

AR_n　有明海・八代海等再生事業に係る経費に充てるため

得たものを 3 で除して得た数値（小数点以下 2 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。）に−0.20 を乗じて得た数（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）と 0.58 との合計数とする。ただし当該合計数が、0.420 に満たないときは 0.420 とし、0.500 を超えるときは 0.500 とする。

AL_n　まち・ひと・しごと創生交付金事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

AM_{29} ＝ 0.0128

AM_{30} ＝ 0.01301

$AM_{令元}$＝ 0.00038

$AM_{令2}$ ＝ 0.00064

$AM_{令3}$ ＝ 0.00086

AN_n　地方大学・地域産業創生事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

AO_{30} ＝ 0.01301

$AO_{令元}$＝ 0.00038

$AO_{令2}$ ＝ 0.00064

$AO_{令3}$ ＝ 0.00086

AP_n　文化財保存・活用事業（国宝重要文化財等保存・活用事業及び史跡等購入事業に限る。）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

AQ_{30} ＝ 0.01301

$AQ_{令元}$＝ 0.00038

$AQ_{令2}$ ＝ 0.00064

$AQ_{令3}$ ＝ 0.00086

AR_n　有明海・八代海等再生事業に係る経費に充てるため